

国民年金の手続きをお忘れなく

●お問い合わせ／市国保年金課国民年金係 ☎26-5728
各総合支所地域振興課
鶴岡年金事務所 ☎0235-23-5040

国民年金は、全員が加入

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。

保険料を納めることで、原則65歳から老齢基礎年金を受給することができま

す。また加入中の事故や病気などで障がいが残った場合に障害基礎年金を受給することができます。

国民年金の主な届け出

国民年金加入者は下表の3種類に区分され、いずれも国民年金法上の被保険者になります。区分に変更があった場合は、届け出が必要

【年金を受給するためには】

老齢基礎年金を受給するには、20歳～60歳までの40年間に、通算25年以上（厚生年金・共済年金加入期間、免除期間、第3号被保険者期間などを含む）保険料を納める必要があり、これを「受給資格期間」といいます。

障害基礎年金は、保険料の未納

があると受給できない場合があります。免除制度などを利用し、未納のままにしないことが大切です。

国民年金の主な届け出(20歳～60歳未満の方)		
被保険者区分	変更理由	届出先
第1号被保険者 自営業、学生、無職の方など	就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	勤務先
	配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者 会社員、公務員など	退職したとき	市役所
	退職して配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第3号被保険者 第2号被保険者の扶養になっている配偶者	配偶者が退職したとき	市役所
	配偶者の扶養から外れたとき	
	離婚したとき	
	配偶者が65歳になったとき	勤務先
	就職して厚生年金や共済年金に加入したとき	
	配偶者の勤務先が変わったとき	

保険料を納めるのが困難な場合は

保険料を納めることが難しい場合、免除・猶予制度があります。

平成26年4月から免除申請できる期間が過去2年間に拡大されました。前年の所得に応じて審査されますが、申請者本人・配偶者・世帯主の中に離職した方がいる場合、離職した方の所得を除外して審査する退職の特例もあります。

詳しくは、本紙7月1日号をご覧ください。

任意加入制度

【受給資格期間が足りない方】

60歳になっても受給資格期間が足りない方は、60歳～65歳（昭和40年4月1日以前に生まれた方は70歳）までに任意加入し、保険料を納めることで受給資格期間を満たす場合があります。

【受給する年金を増やしたい方】

未納期間があつて、満額の年金を受給できない方は、60歳～65歳の間に任意加入して、保険料を納めることで年金額を増やすことが

できます。

社会保険料控除証明書の送付

納めた国民年金保険料は、社会保険料控除として、全額が所得税の控除の対象となります。

毎年11月初旬に、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際は、必ず添付してください。国民年金保険料納付時の領収証書も、支払いの証明書として利用できます。

11月30日は年金の日です

年金記録や将来の年金受給見込み額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用すると、自分の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込み額について、さまざまなパターンの試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構のホームページ <http://www.nenkin.go.jp> をご覧になるか、鶴岡年金事務所にお問い合わせください。

11月1日～30日は高齢者の交通事故防止推進強化月間 みぎひだりみんなのいのちまもるため

●お問い合わせ／市まちづくり推進課市民相談室 ☎26-5726

日没が早まるこの時期は、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故、特に高齢者に関わる交通事故が多くなります。「車は来ないだろう」「あの人は渡らないだろう」と決めつけずに、交通事故に遭わない、起こさないよう次のことに注意しましょう。

運転者の注意点

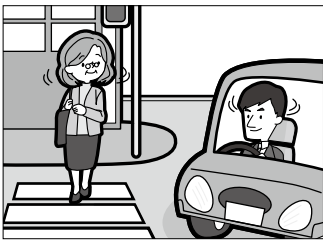
- ・横断歩道の手前では減速し、横断者がいるときは一時停止して横断させる
- ・子どもや高齢者を見かけたら注意し、横断歩道以外の場所でも「止まって渡らせる」思いやりのある運転をする
- ・飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない
- ・全ての座席で必ずシートベルト・チャイルドシートを着用する
- ・夕暮れ時は早めのライト点灯を实践する
- ・70歳以上の運転者は高齢運転者マークを表示する

歩行者・自転車の注意点

- ・手や旗で「横断する意思を示す」
- ・道路を横断するときは、「安全横断5則」を徹底する
- ・夕方からの外出は明るい色の服装でピカピカ光る夜光反射材を身に付ける
- ・自転車も夕暮れ時は早めにライトを点灯する

安全横断5則

- ①安全な場所を選ぶ
- ②道路の端で必ず立ち止まる
- ③右・左の安全を確かめる
- ④安全を確かめたら、まっすぐさっさと渡る
- ⑤横断中も右・左の車の動きに気を配る



▲ドライバーも歩行者もしっかり左右の確認を

消防車の災害出動状況がホームページで確認できるようになります

●お問い合わせ／酒田地区広域行政組合通信指令課 ☎61-7116

本市および酒田地区広域行政組合消防署のホームページから消防車の災害出動状況が確認できるようになります。

●表示開始予定日

11月1日(土)

●表示する災害の種類と内容

- ・火災出動
- ・火災の鎮火
- ・救助出動
- ・救急出動で消防車と同時に出動する特別な場合
- ・その他の特殊な災害で消防車がサイレンを吹鳴し、出動する場合
- 消防車出動状況の表示場所
 - ・市ホームページ(トップページ)
 - ・左側の防災情報バナー
 - ・酒田地区広域行政組合消防本部・消防署ホームページ <http://www.city.sakata.lg.jp/ou/koikigyosei/syobo/sakata-fire.html>
- ◆従来通り、消防テレフォンサービス ☎22-9944でも出動状況が確認できます。



▲QRコード

総合文化センター講座の受講生募集

●お問い合わせ／市社会教育課社会教育係 ☎24-2993

事業名	日時/場所	対象/定員	内容/講師	費用	申し込み
暮らしの彩り☆ ワイン講座	①12月4日(木)午後7時～8時30分/総合文化センター ②12月18日(木)午後7時～9時/ル・ポットフー(幸町一丁目)(全2回)	市内在住または勤務先のある20歳～45歳の方/先着30人	これからワインを嗜みたい人用の初心者向け講座です。 ①ワインマナーやワインを楽しむための知識などのお話 ②テイस्टینگ体験やワインあてクイズなど/ (社)日本ソムリエ協会認定ソムリエ 小松俊一氏	2,000円(材料代)	11月6日(木)午前10時～総合文化センター事務局へ電話 ☎24-2993または費用を添えて直接 ◆電話での申し込みの場合、12月4日(1回目の受講日)まで総合文化センター事務局へ費用を持参してください。
コーヒーde健康生活のすすめ	11月24日(振休)午後2時～4時/総合文化センター	市内在住または勤務先のある方/先着30人	コーヒーと健康の関係についてのお話と数種の豆を使っておいしいコーヒーの入れ方を学び、実際に試飲します/ 本間昇介氏	500円(材料代)	11月6日(木)午前10時～総合文化センター事務局へ費用を添えて直接(電話での申し込み不可)